

豊見城市立学校給食センター調理等委託業務 募 集 要 項

■募集期間

公募開始の日から令和4年1月17日(月)

■受付期間

午前9時～午後5時(土曜・日曜・祝祭日は除く)

※午後5時以降は受付に応じられません。ご注意ください。

■受付先及び問い合わせ先

〒901-0232 沖縄県豊見城市字伊良波 249 番地 1

豊見城市教育委員会 教育部 学校教育課

豊見城市立学校給食センター(担当:金城)

電 話 : 098-850-4585

F A X : 098-856-4340

電子メールアドレス

kyushoku@city.tomigusuku.lg.jp

令和3年12月

豊見城市

目 次

- 1 本事業の趣旨p1
- 2 事業の概要.....p1~2
 - (1) 業務名称
 - (2) 対象施設
 - (3) 委託業務内容
 - (4) 委託業務の契約上限額
 - (5) 業務期間
- 3 応募事業者の資格条件等.....p2~3
- 4 業務開始までのスケジュール一覧.....p3
- 5 現地見学会(説明会).....p3~4
- 6 質問及び回答.....p4
- 7 企画提案書等の提出.....p4~7
 - (1) 提出書類
 - (2) 提出書類に係る注意事項
 - (3) 無効(失格)となる提案書
 - (4) 提出先及び提出方法
- 8 応募資格の確認.....p7
- 9 プレゼンテーション及びヒアリング審査.....p7~8
- 10 提案書等の審査方法.....p8
 - (1) 選定方法
 - (2) 提案内容の基礎審査
 - (3) 最優秀提案の選定
- 11 遵守法令.....p9
- 12 その他.....p9

1 本事業の趣旨

豊見城市立学校給食センターは、昭和 60 年に建設され、今年で約 36 年を迎える施設である。市内に給食センターは 1 か所のみで、同センターから市内全ての小学校 8 校及び中学校 3 校(合計:11 校)への学校給食の提供を実施している。

本市では、平成 24 年度から、民間事業者の技術力や専門性を活用することにより、学校給食の安全性及び安定性を確保するため、豊見城市立学校給食センターの調理等業務を民間委託している。

現在の調理委託契約は、契約期間が平成 29 年度からの 5 か年間であり、当該委託期間が令和 4 年 3 月 31 日をもって終了することから、今回、公募型プロポーザル方式により委託業者選定を行うものである。

本募集要項は、豊見城市立学校給食センターの調理等委託業務(以下「本委託業務」という。)に係る必要な事項を定めたものである。

なお、本募集要項に併せて配布する下記の資料も本募集要項と一体の資料として、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

- (1) 仕様書 : 市が事業者具体的な業務内容を示すもの (別添一)
- (2) 応募様式 : 提案書等の作成に使用する様式を示すもの (別添二)

2 事業の概要

- (1) 業務名称 豊見城市立学校給食センター調理等委託業務

- (2) 対象施設

名 称	豊見城市立学校給食センター
所 在 地	豊見城市字伊良波249番地1
供 用 開 始	昭和61年1月
建 築 構 造	鉄筋コンクリート造り
延 床 面 積	1,798㎡
施 設 形 態	ドライ運用

- (3) 委託業務内容

- ① 調理業務
- ② 配缶・配送・回収業務
- ③ 食器具

- ④ 等の洗浄・消毒及び保管業務
- ⑤ 施設・設備の清掃及び日常点検業務
- ⑥ 食材の検収及び保存食等の保管業務
- ⑦ 衛生管理業務
- ⑧ 使用物品管理業務
- ⑨ 前各号に付帯するその他必要な業務

(4) 委託業務の契約上限額

- ① 本委託業務の総額(5ヶ年分合計)と各年度の契約上限額は下記のとおりとする。(消費税抜き)
- ② 下記の金額には、引継ぎに要する費用は含まないものとする。

(単位=千円)

年度	R4	R5	R6	R7	R8	総額
金額	187,445	187,445	187,445	187,445	187,445	937,225

(5) 業務期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日(5ヶ年間)

3 応募事業者の資格条件等

- (1) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (2) これまで小・中学校を対象とした学校給食の受託実績を有している者又は厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定められた「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」での調理業務の経験を有していること。
- (3) 沖縄県内に本店、支店又は事業所を有していること。
- (4) 過去5年間に食品衛生法の規定による営業停止処分を受けた者でないこと。
- (5) 製造物責任(PL)法の規定による損害賠償責任を履行するための生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品営業賠償共済に加入していること。
- (6) 受託業務に必要な資格者及び経験者等を必要人数配置できること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法に基づき更正手続きの開始申し立てをしていないこと。

- (9) 民事再生法に基づき再生手続きの開始申し立てをしていないこと。
- (10) 豊見城市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。
- (11) 契約締結時に上記(1)から(10)の要件を満たす業務履行保証人を確保できること。

4 業務開始までのスケジュール一覧

業務開始までのスケジュールは、次のとおりとする。

公募開始(公募資料等の公開)	令和3年12月9日(木)
現地見学会(説明会)	令和3年12月16日(木) 14:00
募集要項等に関する質問の受付期間	令和3年12月9日(木) ～ 令和3年12月20日(月)
募集要項等に関する質問の回答	令和3年12月24日(金)
提案書等の提出期限	令和4年1月17日(月)17:00まで
書類審査終了	令和4年1月20日(木) 予定
書類審査結果・ヒアリング等日程通知	令和4年1月21日(金) 予定
プレゼンテーション及びヒアリング	令和4年1月下旬～2月上旬 予定
優先交渉権者決定・結果通知	令和4年2月上旬 予定
契約締結	令和4年2月中 予定
引継ぎ開始	令和4年2月頃 予定
業務開始	令和4年4月1日

※日程については、都合により変更する場合があります。

5 現地見学会(説明会)

現地見学会(説明会)は下記日時で実施する。参加を希望する者は12月15日(水)までにFAXにて参加申込書(様式第9号)を提出すること。

(1) 日時:令和3年12月16日(木) 14時～16時 ※予定

(2) 参加申込書提出先

豊見城市立学校給食センター (FAX:098-856-4340)

(3) 注意事項

- ① 新型コロナウイルス感染症の持続的な感染予防の観点から、現地見学会(説明会)への参加者は1業者2名以内とする。
- ② 当日、直近1か月以内の検便検査結果報告書の写しを提出すること。
- ③ 白衣、帽子、調理用シューズ持参すること。
- ④ 当日、健康チェックで体調不良(発熱やせき、倦怠感など)が確認された場合

は、給食センターへの立ち入りを制限いたします。ご了承ください。

6 質問及び回答

本事業に関する質問は、次のとおり受け付ける。但し、提出期限以降に提出された質問及び規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書(様式第 10 号)に記入のうえ、下記期限内に電子メール又はFAXにより提出すること。質問書を提出したときは、受信確認のための電話連絡を行うこと。

質問受付期限：令和 3 年 12 月 20 日(月) ※12時まで

(2) 提出先

豊見城市教育委員会 教育部 学校教育課 学校給食センター
(沖縄県豊見城市字伊良波 249 番地 1)

電子メールアドレス：kyushoku@city.tomigusuku.lg.jp

Fax：098-856-4340

(3) 質問に対する回答

市教育委員会が全ての質問について質問者を無記名にして取りまとめ、市ホームページに掲載する。

7 企画提案書等の提出

企画提案書は下記に示した書類で構成し、順番に並べてホッチキス留め等して提出すること。

(1) 提出書類 応募業者は、提案書等を次により提出すること。

No.	名称	参考様式	提出部数
1	応募資格審査申請書	様式第 1 号	原本1部、写し 7 部
2	業務実績等提案書	様式第 2 号	
3	学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書	様式第 3 号	
4	調理業務実施体制に関する提案書	様式第 4 号	
5	衛生管理業務に関する提案書	様式第 5 号	

6	特定テーマに対する提案書	様式第 6 号	
7	その他提案書	様式第 7 号	
8	積算見積書	様式第 8 号	

(2) 提出書類に係る注意事項

提出時に下記①～⑨を順にまとめ、ページ番号及びインデックスを付して 1 冊にまとめて提出すること。

①応募資格審査申請書(様式第 1 号)・・・下記書類を添付すること

- 1 会社概要等(パンフレットでも可)
- 2 定款(写し)
- 3 企業単体の貸借対照表及び損益計算書(直近3期分)
- 4 納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税、事業税の写し)
- 5 登記事項証明書
- 6 損害賠償を担保できる保険に加入していることを証する書類(写し)
- 7 営業許可証(食品衛生法 52 条の規定による。写し)

②業務実績等提案書(様式第 2 号)・・・学校・病院等の大量調理施設における給食調理業務実績等について、A4 用紙 2 枚以内(片面印刷)に簡潔にまとめること。

③学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書(様式第 3 号)・・・本市給食センターで業務を遂行するにあたっての基本的な考え方・業務方針等について、A4 用紙 2 枚以内(片面印刷)に簡潔にまとめること。

④調理業務実施体制に関する提案書(様式第 4 号)・・・約 8,000 食を超える学校給食を年間を通して安定して提供するため、また円滑な運用を進めるためにはどのような実施体制を目指すのか。下記事項について、A4 用紙 3 枚以内(片面印刷)に簡潔にまとめること。

・調理従事者の配置(正規社員、非正規社員の配置人数、経験年数、有資格内容)が確認できる内容

- ・業務実施体制
- ・調理従事者に欠員が出る時の対応方法
- ・有能な人員の確保に向けた取り組み
- ・調理従事者等の教育(研修)方針、内容等
- ・給食調理業務の進め方
- ・調理場内外での事故の未然防止策及び発生時の対応等

- ・異物混入事案の未然防止策及び発生時の対応等
- ・その他特筆すべき提案事項

⑤衛生管理業務に関する提案書(様式第 5 号)・・・児童生徒に安心・安全な学校給食の提供を目指すにあたり、衛生管理についてどのようなことを心がけているのか。下記事項を中心に A4 用紙 2 枚以内(片面印刷)に簡潔にまとめること。

- ・衛生管理に対する考え方
- ・衛生管理体制
- ・衛生検査に関する考え方
- ・その他特筆すべき提案事項

⑥特定テーマに対する提案書・・・下記特定テーマについて、貴社の提案等を A4 用紙 2 枚以内(片面印刷)に簡潔にまとめること。

【特定テーマ】新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け臨時休業等となる場合の給食センターの活用について(様式第 6 号)

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて沖縄県が緊急事態宣言を出したことに伴い、多くの自治体では学校の臨時休業等を実施し、本市でも市内小中学校が臨時休校となった。
- ・本市では両親が共働き等の理由により、学校での受け入れを希望する児童等については、学校での受け入れを行うなどの対応を実施したが、今後、再び新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて学校が臨時休業等となった場合の対応について、検討しているところである。
- ・そこで本市の給食センターを活用し食事等の提供を行う場合、どのようなことが考えられるのか、具体的なイメージ例を示して提案すること。

⑦その他提案書(様式第 7 号)・・・上記②～⑦以外に提案できることがあれば、A4 用紙 2 枚以内(片面印刷)に簡潔にまとめること。

⑧積算見積書(様式第 8 号)

- ・見積額は、消費税及び地方消費税を含まない額とすること。
- ・見積金額欄は、アラビア数字で記入し、頭数字の前に¥を付すこと。
- ・見積額は総額(5ヶ年度分)及び各年度の契約上限額の範囲内とし、その額を超える場合又は見積額が異常に少額で本委託業務の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする。
- ・積算内訳書(職種毎の person 費明細、保健衛生費、車両費、現場経費、管理費等)を添付すること。様式は任意様式(A4用紙・長辺綴り・片面印刷)とする。

(3) 無効(失格)となる提案書

- ①提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ③虚偽の内容が記載されているもの。
- ④その他不適切と判断されるもの。

(4)書類の提出について

- ①提出先：豊見城市教育委員会 教育部 学校教育課 学校給食センター
(豊見城市字伊良波 249 番地 1)
- ②提出期限：公募開始の日から令和 4 年 1 月 17 日(月) まで
- ③受付期間：午前 9 時～午後 5 時(土曜・日曜・祝祭日は除く)
- ④提出方法：郵送 又は 給食センターへ持参

※提出期限内必着。提出期限以降に届いた提案書は一切受け付けない。

8 応募資格の確認

様式第 1 号により提出する書類、会社概要等、定款(写し)、企業単体の貸借対照表及び損益計算書の写し(直近3期分)、納税証明書(法人税、消費税、事業税の写し)、登記事項照明書、損害賠償を担保できる保険に加入していることを証する書類(写し)、営業許可書、その他提案書等をもとに確認する。

9 プレゼンテーション及びヒアリング審査

- (1) 実施日時
令和 4 年 1 月下旬～2 月上旬予定(後日応募者へ通知する)
- (2) 審査場所
未定(後日応募者へ通知する)
- (3) 時間配分
40 分間程度(プレゼンテーション:15 分、ヒアリング質疑応答:25 分程度)
- (4) 出席者
3 名までとする。
- (5) 実施方法
審査当日は、提出した企画提案書のみ でプレゼンテーションを行うこと。
※パソコンの持込・プロジェクターの使用等は認めない。

10 提案書等の審査方法

選定は、豊見城市立学校給食センター調理等委託業務選定委員会(以下「選定委員会」という。)が豊見城市立学校給食センター調理等委託事業者選定基準(以下「選定基準」という。)に基づき、提案書、見積書及び会社概要等による書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し行う。

(1) 選定方法

① 応募資格の確認審査

市は、応募資格の確認審査を行い、この募集要項等に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。なお、資格不備の場合には、失格とする。

② 書類審査

提案書、見積書及び会社概要等について選定基準に基づき採点する。

③ プレゼンテーション及びヒアリング審査

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定基準に基づき採点する。

(2) 提案内容の基礎審査

基礎審査は、提案書類等に記載された内容が、次に掲げる項目を満たしていることを確認する。

① 提案書全体について、提案事項間の矛盾がないこと。

② 提案書全体について、様式集に従った構成(項目の構成、枚数制限等)となっていること。

③ 当該提案に関連する各様式(別添「様式集」参照)に示す項目に対する提案の内容が仕様書の内容を満たしていること。

(3) 最優秀提案者の選定

選定委員会において見積書、提案書に記載された内容やプレゼンテーション及びヒアリング内容を評価し委員ごとに最高得点者を1者選定し、最も多く選定された者を最優秀提案者(優先交渉権者)として選定する。ただし、得票数が同数の場合は、合計点数が高い者を優先交渉権者として選定する。

① 選定委員会での選定結果は、全応募事業者に通知する。

② 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次点の応募者から順に契約交渉を行うことができるものとする。

11 遵守法令

- (1) 法令：学校給食法・食品衛生法・労働基準法等の労働関係法令及びその他関連法規等
- (2) 要綱等：学校給食衛生管理の基準(文部科学省)・大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)及び関連要綱等

12 その他

- (1) プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 書類提出後の提案書等の修正・変更は原則認めない。
- (3) 応募資格審査申請書の提出後に参加を辞退する場合、事前に担当者に電話連絡の上、応募辞退届(様式第 11 号)を提出すること。なお辞退したことをもって、市はいかなる不利益な取扱いをしない。
- (4) 提出された提案書及び添付書類等については返却しない。
- (5) 審査内容及び審査経過等については、公開しないものとする。
- (6) 審査結果に対する問い合わせ及び異議申し立てについては、受け付けないものとする。
- (7) 市が提示する資料は応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。また検討の範囲内であっても市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示すること禁ずる。
- (8) 市が追加で資料提出を求めた場合には、迅速に対応すること。